

第五次国有林野施業実施計画書

第一次変更計画

(嶺北仁淀森林計画区)

自 平成 31 年 4 月 1 日
計画期間
至 令和 6 年 3 月 31 日

[変更年月 令和 2 年 3 月]

四国森林管理局

第五次国有林野施業実施計画（嶺北仁淀森林計画区）の変更について

【変更理由】

以下の理由により、国有林野管理経営規程(平成 11 年 1 月 21 日付け農林水産省訓令第 2 号)第 14 条第 2 項に基づき変更する。

なお、本変更計画は、令和 2 年 4 月 1 日から適用する。

「国有林野管理経営規程の運用について」等の一部改正について（平成 31 年 3 月 28 日付け 30 林国経第 127 号）に伴う、「水源涵養タイプの施業群別の上限伐採面積」に係る施業群分類の変更

【変更する項目】

- 2 施業群の名称並びに区域、伐期齢又は回帰年、上限伐採面積、伐採箇所ごとの伐採方法及び伐採量並びに更新箇所ごとの更新方法及び更新量
(3)水源涵養タイプの施業群別の上限伐採面積

※ 本計画書内の集計表に関して共通する注釈

1. 集計表は、単位未満四捨五入により、計と内訳が一致しない場合がある。
2. 下線部は、変更箇所である。

2 施業群の名称並びに区域、伐期齢又は回帰年、上限伐採面積、伐採箇所ごとの伐採方法及び伐採量並びに更新箇所ごとの更新方法及び更新量

(3) 水源涵養タイプの施業群別の上限伐採面積 (単位：ha)

<u>施業群分類</u>	<u>上限伐採面積</u>	<u>備考</u>
<u>通常伐期施業</u>	<u>279</u>	<u>スギ分散伐区</u> <u>ヒノキ分散伐区</u> <u>ぼう芽分散伐区</u>
<u>長伐期施業</u>	<u>520</u>	<u>スギ長伐期</u> <u>ヒノキ長伐期</u>
<u>複層林施業</u>	<u>195</u>	<u>複層林</u> <u>スギ長伐期複層林</u> <u>ヒノキ長伐期複層林</u>
<u>天然林・その他施業</u>	<u>定めない</u>	<u>その他複層林</u> <u>択伐</u>